

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 11 月 1 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2 件
厚生年金保険関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600152 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600059 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 45 年 3 月 20 日から昭和 45 年 3 月 21 日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 3 月 20 日から昭和 45 年 3 月 25 日まで

昭和 39 年 3 月 24 日から A 社に勤務していた。昭和 45 年 3 月 18 日の夕方まで普段どおりに勤務したが、急遽、私が体調を崩して勤務できない状況になり、退職の意思は全く無かったが、昭和 45 年 3 月 19 日に B 県の実家へ一時帰省し、会社の規定を守らず実家から手紙を出してそのまま退職した。

退職後に当時の上司と B 県で会い、退職の処理を依頼し、会社に戻ることはなかった。厚生年金基金の資格喪失届の喪失日が、昭和 45 年 3 月 24 日から 20 日に不自然に書き換えられている。また、年金事務所から取り寄せた、脱退手当金裁定請求書に添付されていた昭和 45 年分退職所得の受給に関する申告書の写しには、勤続期間は昭和 39 年 3 月 24 日から昭和 45 年 3 月 24 日、勤続年数は 6 年 1 日と記載されており、勤続期間と厚生年金保険の記録が相違している。私の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の被保険者資格の喪失日については、厚生年金保険法によると、適用事業所に使用されなくなった日の翌日に、被保険者資格を喪失する旨規定されており、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 45 年 3 月 20 日となっていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

しかしながら、請求者に係る雇用保険被保険者記録によると、資格取得日は昭和 39 年 3 月 24 日、離職日は昭和 45 年 3 月 20 日であることが確認できる上、A 社が提出した請求者に係る昭和 45 年度の賃金台帳によると、退職日は昭和 45 年 3 月 20 日と記載されていることが確認でき、同社は昭和 39 年 3 月 24 日から昭和 45 年 3 月 20 日までの期間において請求者を使用していた旨回答している。

したがって、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和 45 年 3 月 21 日に訂正することが必要である。

一方、A 社が提出した「厚生年金基金加入員資格喪失通知書」によると、喪失日が昭和 45 年 3 月 24 日から昭和 45 年 3 月 20 日に訂正されており、このことについて、同社は、どのような事情により資格喪失日を訂正したか不明であり、前述のとおり請求者を使用していた期間については昭和 45 年 3 月 20 日までである旨回答している。

このほか、昭和 45 年 3 月 21 日から昭和 45 年 3 月 24 日までの期間において、請求者の A 社における使用関係を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が昭和 45 年 3 月 21 日から昭和 45 年 3 月 24 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600188 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600060 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 8 月 10 日の標準賞与額を 13 万 5,000 円、同年 12 月 7 日の標準賞与額を 13 万 8,000 円、平成 20 年 8 月 18 日の標準賞与額を 11 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 8 月 18 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 8 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 8 月
② 平成 19 年 12 月
③ 平成 20 年 8 月

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。請求期間の標準賞与額を認め、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①、②及び③については、請求者が提出した B 銀行の請求者名義の預金通帳によると、A 社において、オンライン記録で確認できる同僚の賞与支給日（平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 8 月 18 日）と同日に、同社からの振込みが確認できることから、請求期間当時、請求者は、同社から賞与の支給を受けていたことが推認できる。

また、A 社において、請求者と同種の業務に従事していた複数の同僚が所持する給与支給明細書（平成 19 年 1 回目賞与、平成 19 年 2 回目賞与、平成 20 年 1 回目賞与）によると、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、請求者についても、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び複数の同僚が所持

する給与支給明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、請求期間①（平成19年8月10日）は13万5,000円、請求期間②（平成19年12月7日）は13万8,000円、請求期間③（平成20年8月18日）は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年8月10日、同年12月7日及び平成20年8月18日に支給した賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。